

# 広島市報

定期第1109号  
令和4年10月31日

発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 条 例

- 広島市附属機関設置条例の一部を改正する  
条例（第40号）…………… 3
- 広島市都市計画関係手数料条例の一部を改  
正する条例（第41号）…………… 4
- 広島市児童館条例の一部を改正する条例  
（第42号）…………… 4
- 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計  
画）地区計画の区域内における建築物の制  
限に関する条例の一部を改正する条例（第  
43号）…………… 4
- 広島市都市計画関係手数料条例の一部を改  
正する条例（第44号）…………… 5

### 規 則

- 広島市公共施設整備等事業者選定審議会規  
則（第61号）…………… 7
- 広島市会計規則の一部を改正する規則（第  
62号）…………… 8
- 広島市国民健康保険規則の一部を改正する  
規則（第63号）…………… 9
- 広島市宅地造成等規制法施行細則の一部を  
改正する規則（第64号）…………… 9

### 告 示

- 寄附金の指定…………… 9
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の  
事業者指定等に関する要綱による指定事業  
者の指定…………… 9
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者  
及び指定介護予防サービス事業者の指定…………… 9
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者  
の指定…………… 10
- 令和4年第7回広島市議会定例会の招集…………… 10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための施術者の指定  
2件…………… 10
- 母子保健法施行規則による指定養育医療機  
関からの辞退の届出…………… 10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

- 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための施術者の指定…………… 10
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店  
舗の届出事項の変更の届出 4件…………… 10
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店  
舗の廃止の届出…………… 13
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店  
舗の届出事項の変更の届出 2件…………… 13
- 物品出納員事務の一部委任…………… 14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための施術者の指定…………… 14
- 公共下水道の供用開始…………… 14
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場に  
よる下水の処理開始…………… 14
- 農業集落排水処理施設の供用開始…………… 15
- 開発行為に関する工事の完了…………… 15
- 令和3年度決算に係る健全化判断比率の公  
表…………… 15
- 令和3年度決算に係る資金不足比率の公表…………… 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための施術者の指定…………… 15
- 開発行為に関する工事の完了…………… 16
- 自転車等の所有権の取得…………… 16
- 市道の路線の廃止…………… 16
- 市道の路線の認定…………… 16
- 道路の区域決定…………… 16
- 道路の供用開始…………… 17
- 広島市収納代理金融機関の指定に関する告  
示別表広島県内全店舗の欄中「三菱UFJ  
信託銀行株式会社」の右に「（口座振替の  
方法による収納の事務に限る。）」を加え  
る。…………… 17
- 広島市下水道事業収納取扱金融機関の指定  
に関する告示別表広島県内全店舗の欄中  
「三菱UFJ信託銀行株式会社」の右に  
「（口座振替の方法による収納の事務に限  
る。）」を加える。…………… 17
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の  
事業者指定等に関する要綱による指定事業

|  |  |
|--|--|
| 者の廃止の届出.....17                                     | ○道路の区域変更（安佐南区）.....23  |
| ○介護保険法による指定居宅介護支援事業の<br>廃止の届出.....17               | ○道路の供用開始（安佐南区）.....23  |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業及<br>び指定介護予防サービス事業の廃止の届出.....17 | ○路線名等を定める法定外公共物の指定（安<br>佐南区）.....23  |
| ○介護保険法による指定地域密着型サービス<br>事業の廃止の届出.....18            | ○長期間駐車されていた自転車等の移動（安<br>佐南区）.....23  |
| ○市営住宅の家賃の変更.....18                                 | ○路線名等を定める法定外公共物の指定の変<br>更（安佐北区）.....23   |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（中<br>区）.....18                  | ○長期間駐車されていた自転車等の移動（安<br>佐北区）.....23  |
| ○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....18                           | ○放置自転車等の撤去（安佐北区）.....24  |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（中<br>区）.....18                  | ○建築基準法による道路の位置の指定（安佐<br>北区）.....24   |
| ○放置自転車等の撤去（中区）.....18                              | ○道路の区域変更（安佐北区）.....24  |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（中<br>区）.....18                  | ○道路の供用開始（安佐北区）.....24  |
| ○放置自転車等の撤去（中区）.....19                              | ○建築基準法による道路の位置の指定（安佐<br>北区） 2件.....24  |
| ○建築基準法による道路の位置の指定（東<br>区）.....19                   | ○都市公園法による都市公園の設置（安佐北<br>区）.....25  |
| ○放置自転車の撤去（東区）.....19                               | ○建築基準法による道路の位置の指定（安佐<br>北区）.....25   |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（東<br>区）.....19                  | ○建築基準法に規定する道路の指定（安芸<br>区）.....25   |
| ○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....19                           | ○放置自転車等の撤去（安芸区） 2件.....25  |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南<br>区）.....19                  | ○長期間駐車されていた自転車等の移動（安<br>芸区）.....25   |
| ○放置自転車等の撤去（南区） 8件.....19                           | ○放置自転車等の撤去（安芸区）.....25   |
| ○放置自転車等の撤去（西区）.....20                              | ○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....25   |
| ○建築基準法による道路の位置の指定（西<br>区） 2件.....20                | ○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯<br>区）.....26  |
| ○放置自転車等の撤去（西区） 4件.....20                           | ○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....26   |
| ○路線名等を定める法定外公共物の廃止（西<br>区）.....21                  | ○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐<br>伯区）.....26   |
| ○放置自転車等の撤去（西区） 2件.....21                           | ○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....26  |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（安<br>佐南区）.....21                | ○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐<br>伯区）.....26   |
| ○建築基準法による道路の位置の指定（安佐<br>南区） 2件.....21              | ○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....26   |
| ○路線名等を定める法定外公共物の指定の変<br>更（安佐南区）.....22             |  |
| ○建築基準法による道路の位置の指定（安佐<br>南区）.....22                 | <b>選 管 告 示</b>   |
| ○建築基準法による道路の位置の変更（安佐<br>南区）.....22                 | ○令和 4 年 9 月 1 日現在における地方自治法<br>及び市町村の合併の特例に関する法律によ<br>る各種直接請求並びに地方教育行政の組織<br>及び運営に関する法律による教育長又は委<br>員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....26 |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（安<br>佐南区）.....22                | <b>教育委員会告示</b>   |
| ○道路の区域変更（安佐南区）.....22                              | ○広島市教育委員会議（定例会）の開催.....27  |
| ○道路の供用開始（安佐南区）.....22                              | ○広島市教育委員会議（臨時会）の開催.....27  |
| ○建築基準法による道路の位置の指定（安佐<br>南区）.....22                 | <b>監 査 公 表</b>   |
|  | ○定期監査及び行政監査結果公表 2件.....27  |
|  | ○定期監査及び行政監査並びに財政援助団体   |

等監査結果公表 2件.....28

○定期監査及び行政監査結果公表.....29

○定期監査及び行政監査並びに財政援助団体  
等監査結果公表.....29

○定期監査及び行政監査結果公表 9件.....30

**条 例**

広島市条例第**40**号  
令和4年9月**30**日

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例

広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 広島市総合計画審議会 | 市長の諮問に応じ、広島市総合計画の策定に関する重要な事項を審議すること。 |
|------------|--------------------------------------|

|                    |  |
|--------------------|--|
| 広島市総合計画審議会         | 市長の諮問に応じ、広島市総合計画の策定に関する重要な事項を審議すること。     |
| 広島市公共施設整備等事業者選定審議会 | 市長の諮問に応じ、公共施設の整備等に係る事業者の選定に関する事項を審議すること。 |

に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

広島市条例第41号  
令和4年9月30日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第36号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表第37号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表第51号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第52号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表中第97号を第99号とし、第74号から第96号までを2号ずつ繰り下げ、第73号の次に次の2号を加える。

|                                |                  |       |   |
|--------------------------------|------------------|-------|---|
| ④ 長期優良住宅普及促進法第5条第6項又は第7項の規定に基づ | 長期優良住宅維持保全計画認定申請 | 1件につき | 次のア又はイに掲げる場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める額<br>ア 第72号ア(7)に掲げる場 |
|--------------------------------|------------------|-------|---|

|   |                       |       |   |
|---|-----------------------|-------|---|
| づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査                            | 手数料                   |       | 合同号ア(7)に定める額<br>イ アに掲げる場合以外の場合<br>第72号ア(4)に定める額             |
| ⑤ 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 | 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料 | 1件につき | 前号ア又はイに掲げる場合に応じて、当該建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額 |

別表備考の7中「又は」を「、」に改め、「若しくはイ(4)」の右に「又は第75号」を加える。

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第36号、第37号、第51号及び第52号の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市条例第42号  
令和4年9月30日

広島市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市児童館条例の一部を改正する条例

広島市児童館条例（昭和40年広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市竹屋児童館の項中「広島市中区鶴見町8番54号」を「広島市中区鶴見町8番29号」に改める。

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

広島市条例第43号  
令和4年9月30日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|   |                     |  |
|---|---------------------|--|
| ④ | 広島イノベーション・テクノ・ポート地区 | 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）広島イノベーション・テクノ・ポート地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域 |
|---|---------------------|--|

別表第2に次のように加える。

例 広島イノベーション・テクノ・ポート地区

| 建築制限の事項   | 建築制限の内容   |
|-----------|---|
| 建築物の用途の制限 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>(1) 住宅<br>(2) 兼用住宅（令第130条の3に規定する住宅をいう。）<br>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（当該計画地区内に立地する企業がその従業員のために設置する共同住宅又は寄宿舎を除く。）<br>(4) 学校（大学を除く。）、図書館その他これらに類するもの<br>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの<br>(6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業に係るものを除く。）<br>(7) 公衆浴場<br>(8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの<br>(9) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 |

|            |  |
|------------|--|
| 置の制限       | 線（隅切部分を除く。）までの距離は、次に掲げる道路の区分に応じ、それぞれに定める数値以上としなければならない。<br>ア 県道南観音観音線 3メートル<br>イ その他の道路 1メートル<br>(2) 前号の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。<br>ア 巡査派出所<br>イ 公衆電話所<br>ウ 令第130条の4第4号又は第5号に掲げるもの<br>エ 門又は塀 |
| 垣又は柵の構造の制限 | 建築物に附属する塀でコンクリートブロック造り、鉄筋コンクリート造り、石造りその他これらに類する構造のものについては、地盤面からの高さは、2メートル以下としなければならない。ただし、市長が公益上必要な建築物に附属する塀で安全上支障がないと認めるものについては、この限りでない。  |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

|               |  |
|---------------|--|
|               | (10) ホテル又は旅館<br>(11) 自動車教習所<br>(12) 畜舎（床面積の合計が30平方メートルを超えるものに限る。）<br>(13) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの<br>(14) カラオケボックスその他これに類するもの<br>(15) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場<br>(16) 公会堂又は集会場<br>(17) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業に係る建築物<br>(18) ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定める建築物<br>(19) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの |
| 建築物の敷地面積の最低限度 | 1,500平方メートルとする。ただし、次に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。<br>(1) 巡査派出所<br>(2) 公衆電話所<br>(3) 令第130条の4に定める公益上必要な建築物<br>(4) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店  |
| 壁面の位          | (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界   |

広島市条例第49号  
令和4年9月30日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例  
 広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第61号ア(7)中「及びb」を「、b(a)及び(b)並びにc」に、「c」を「d」に改め、bを削り、同号ア(7)c中「（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平  
 経済産業省  
 成24年国土交通省告示第119号。以下この号において「誘導基準」と環境省  
 いう。）I第2の2の2-1の設計一次エネルギー消費量を誘導基準I第2の2の2-3(2)ロに定める方法により算出した数値とする場合にあっては、次の(a)及び(c)に掲げる部分に応じて、それぞれ当該(a)及び(c)に定める額）」を削り、同号ア(7)c(a)中「の住戸部分」を「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）の住

戸部分（人の居住の用に供する部分をいう。以下この号において同じ。）に、「に応じて、bに規定する額」を「が1戸のときは5,000円、1戸を超え5戸以下のときは10,000円、5戸を超え10戸以下のときは17,000円、10戸を超え25戸以下のときは29,000円、25戸を超え50戸以下のときは49,000円、50戸を超え100戸以下のときは87,000円、100戸を超え200戸以下のときは138,000円、200戸を超え300戸以下のときは174,000円、300戸を超えるときは186,000円」に改め、同号ア(7)中cをbとし、

「  
 c 非住宅部分（a及びbに掲げる部分以外の部分をいう。以下この号において同じ。）非住宅部分の床面積の合計に応じて、bに規定する額  
 」

「  
 c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）非住宅部分の床面積の合計に応じて、bに規定する額  
 」

c 複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この号及び第68号において同じ。）の住宅部分に係る申請の場合 次の(a)及び(b)に掲げる部分に応じて、それぞれ当該(a)及び(b)に定める額を合計した額

(a) 共同住宅等の住戸部分 住戸部分の戸数に応じて、

b(a)に規定する額  
 (b) 共同住宅等の共用部分 共用部分の床面積の合計に応じて、b(b)に規定する額  
 d 複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合 非住宅部分の床面積の合計に応じて、b(c)に規定する額

改め、同号ア(4)中「c」を「d」に改め、bを削り、同号ア(4)中「(誘導基準I第2の2の2-1の設計一次エネルギー消費量を誘導基準I第2の2の2-3(2)ロに定める方法により算出した数値とする場合にあっては、次の(a)、(c)及び(d)に掲げる部分に応じて、それぞれ当該(a)、(c)及び(d)に定める額)」を削り、同号ア(4)中「に応じて、bに規定する額」を「が1戸のときは37,000円、1戸を超え5戸以下のときは75,000円、5戸を超え10戸以下のときは105,000円、10戸を超え25戸以下のときは148,000円、25戸を超え50戸以下のときは213,000円、50戸を超え100戸以下のときは305,000円、100戸を超え200戸以下のときは413,000円、200戸を超え300戸以下のときは541,000円、300戸を超えるときは635,000円」に改め、同号ア(4)中cをbとし、同号中

「  
 イ 都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、次の(7)又は(4)に掲げる場合に依りて、それぞれ当該(7)又は(4)に定める額  
 」

「  
 c 複合建築物の住宅部分に係る申請の場合 次の(a)及び

(b)に掲げる部分に応じて、それぞれ当該(a)及び(b)に定める額を合計した額

(a) 共同住宅等の住戸部分 住戸部分の戸数に応じて、  
 b(a)に規定する額

(b) 共同住宅等の共用部分 共用部分の床面積の合計に応じて、b(b)に規定する額

d 複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合 次の(a)及び(b)に掲げる部分に応じて、それぞれ当該(a)及び(b)に定める額を合計した額

(a) 非住宅部分のうち工場部分 工場部分の床面積の合計に応じて、b(c)に規定する額

(b) 非住宅部分のうち工場部分を除く部分 工場部分を除く部分の床面積の合計に応じて、b(d)に規定する額

イ 都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、次の(7)又は(4)に掲げる場合に依りて、それぞれ当該(7)又は(4)に定める額

改め、同表第62号ア(7)及び(4)中「c」を「d」に改め、同表第65号ア(7)中「（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第68号及び第71号において同じ。）」を削り、同表第68号ア(7)中「c(a)」を「c」に、「cまで」を「dまで」に改め、bを削り、同号ア(7)中「全体」を「（一戸建ての住宅を除く。以下この号及び第71号において同じ。）全体」に改め、同号ア(7)中「（建築物省エ

ネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び第71号において同じ。）」を削り、「第4条第3項の設計一次エネルギー消費量」を「第13条第3項の誘導設計一次エネルギー消費量」に改め、「及び第71号」を削り、同号ア(7)中cをbとし、

「  
 (b) 1棟の建築物の非住宅部分 非住宅部分の床面積の合計に応じて、b(b)に規定する額  
 」

(b) 1棟の建築物の非住宅部分 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは17,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは28,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは135,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは170,000円、25,000平方メートル以上のときは213,000円

c 複合建築物の住宅部分に係る申請の場合 住宅部分の床面積の合計に応じて、b(a)に規定する額

d 複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合 非住宅部分の床面積の合計に応じて、b(b)に規定する額

改め、同号ア(4)中「c」を「d」に改め、bを削り、

「  
b) 1棟の建築物の非住宅部分 非住宅部分の床面積の合計に応じて、b(b)(i)又は(i)に規定する額  
」

「  
b) 1棟の建築物の非住宅部分 次の(i)又は(ii)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める額

- (i) 省令第10条第1号の基準に適合するかどうかの審査（同号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法による判定を含む。）を受ける場合（(ii)に掲げる場合を除く。）非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のときは241,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは302,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは390,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは557,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは686,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは810,000円、25,000平方メートル以上のときは925,000円
- (ii) 省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適

を

に

合するかどうかの審査（同号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法による判定において当該基準を用いて判断する場合を含む。）を受ける場合  
 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のときは92,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは117,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは155,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは250,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは327,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは393,000円、25,000平方メートル以上のときは461,000円

c 複合建築物の住宅部分に係る申請の場合 住宅部分の床面積の合計に応じて、b(a)に規定する額

d 複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合 非住宅部分の床面積の合計に応じて、b(b)(i)又は(ii)に規定する額

改め、同号ア(4)中cをbとし、同号ア(4) a(b)中「(7)c(a)」を「(7)b(a)」に改め、同号ア(4) b(4)中「(4)c(a)」を「(4)b(a)」に改め、同表第69号ア(7)及び(4)中「c」を「d」に改め、同表第71号ア中「及びc(a)」を「及び

b(a)」に改め、同号ア(4) a中「床面積」の右に「（省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号に定める方法により算出した数値とする場合にあつては、住宅部分から共用部分を除いた部分の床面積。以下この号において同じ。）」を加え、「第68号ア(7)c(a)」を「第68号ア(7)b(a)」に改め、同号イ(4) a(4)中「第68号ア(4)c(a)」を「第68号ア(4)b(a)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている低炭素建築物新築等計画又はこの条例の施行前にした同法第53条第1項の規定による認定の申請に基づきこの条例の施行後に同法第54条第1項の認定を受ける低炭素建築物新築等計画に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画又はこの条例の施行前にした同法第34条第1項の規定による認定の申請に基づきこの条例の施行後に同法第35条第1項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料については、なお従前の例による。

規 則

広島市規則第61号  
 令和4年9月30日

広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）第3条の規定に基づき、広島市公共施設整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共施設の整備等に係る事業者の選定に関する事項を審議するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人（審議事項の数が1を超える場合にあつては、その超える数が1を増すごとにこれに15人を加えた人数）以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長 1 人及び副会長 1 人（審議事項の数が 1 を超える場合にあっては、その超える数が 1 を増すごとにこれに 1 人を加えた人数以内）を置き、委員のうちから市長が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。副会長が 2 人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長各 1 人を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(資料の提出等の要求)

第 8 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画総務局行政経営部行政経営課において総括し、審議に係る公共施設の整備等を所管する課等において処理する。ただし、部会の庶務は、企画総務局行政経営部行政経営課の総括の下に、当該部会の事務に最も関係の深い課等において、当該部会の事務に関係する他の課等の協力を得て処理する。

(委任規定)

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

2 広島市事務組織規則（昭和 5 5 年広島市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表広島市総合計画審議会の項の次に次のように加える。

|                    |  |                                       |
|--------------------|--|---------------------------------------|
| 広島市公共施設整備等事業者選定審議会 | 広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則（令和 4 年広島市規則第 61 号）の規定により、市長の諮問に応じ、公共施設の整備等に係る事業者の選定に関する事項を審議すること。 | 企画総務局行政経営部行政経営課及び審議に係る公共施設の整備等を所管する課等 |
|--------------------|--|---------------------------------------|

広島市規則第 62 号  
令和 4 年 9 月 30 日  
広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市会計規則の一部を改正する規則  
広島市会計規則（昭和 4 3 年広島市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 3 条第 6 号中「市営住宅」の右に「又は市営店舗」を、「入居者」の右に「又は使用者」を加える。

附 則  
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



広島市規則第63号

令和4年9月30日

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則

広島市国民健康保険規則（昭和34年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第64号

令和4年9月30日

広島市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

広島市宅地造成等規制法施行細則（昭和55年広島市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第85号及び第86号」を「別表第87号及び第88号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

告 示

広島市告示第446号

令和4年9月1日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

令和4年1月1日以後に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第34条の6第1項第3号の規定を適用する。

広島市長 松井 一 實

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 寄附金を受領する者   | 寄附金を受領する者の所在地        |
| 公益財団法人結核予防会 | 東京都千代田区神田三崎町一丁目3番12号 |

広島市告示第447号

令和4年9月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和4年9月1日

広島市長 松井 一 實

| 事業者<br>名称       | 事業所          |                         | サービスの種類                |
|-----------------|--------------|-------------------------|------------------------|
|                 | 名称           | 所在地                     |                        |
| 株式会社ケア21        | ケア21古市橋      | 広島市安佐南区大町東一丁目12番8号      | 訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス |
| 株式会社サポートスタッフ・アン | ヘルパーステーションアン | 広島市佐伯区五日市中央四丁目2番19-204号 | 訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス |
| 社会福祉法人みどり会      | デイサービス府中みどり園 | 広島県安芸郡府中町浜田一丁目6番7号      | 1日型デイサービス              |

広島市告示第448号

令和4年9月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和4年9月1日

広島市長 松井 一 實

| 事業者<br>名称 | 事業所 |     | サービスの種類 |
|-----------|-----|-----|---------|
|           | 名称  | 所在地 |         |

|                 |                               |                             |                              |
|-----------------|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 株式会社ケア 21       | ケア 21 古市橋                     | 広島市安佐南区大町東一丁目 12 番 8 号      | 訪問介護                         |
| 株式会社サポートスタッフ・アン | ヘルパーステーションアン                  | 広島市佐伯区五日市中央四丁目 2 番 19-204 号 | 訪問介護                         |
| 株式会社 Shine      | 訪問看護ステーションかがやき南               | 広島市南区仁保新町一丁目 9 番 11-108 号   | 訪問看護及び介護予防訪問看護               |
| ほほえみ株式会社        | ほほえみ有料老人ホームエクセレント [介護付] リハビリ棟 | 広島市中区西平塚町 7 番 3 号           | 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 |
| 株式会社はれコーポレーション  | あいらの杜広島南観音                    | 広島市西区南観音五丁目 6 番 32 号        | 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 |

広島市告示第 449 号

令和 4 年 9 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第 85 条第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 令和 4 年 9 月 1 日

広島市長 松井 一 實

| 事業者<br>名称  | 事業所        |                           | サービスの種類 |
|------------|------------|---------------------------|---------|
|            | 名称         | 所在地                       |         |
| 株式会社 Shine | 介護相談室かがやき南 | 広島市南区仁保新町一丁目 9 番 11-108 号 | 居宅介護支援  |

広島市告示第 450 号

令和 4 年 9 月 8 日

令和 4 年第 7 回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井 一 實

- 1 招集日 令和 4 年 9 月 15 日
- 2 招集場所 広島市役所

広島市告示第 451 号

令和 4 年 9 月 8 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 452 号

令和 4 年 9 月 8 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 453 号

令和 4 年 9 月 8 日

母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 13 条の規定により、次に掲げる指定養育医療機関から辞退の届出があったので、広島市母子保健法施行細則（昭和 41 年広島市規則第 39 号）第 9 条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定養育医療機関 略

広島市告示第 454 号

令和 4 年 9 月 9 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 455 号

令和 4 年 9 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ファミリータウン広電楽々園
  - (2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目 441 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
広島電鉄株式会社

代表取締役 棕田 昌夫

広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙1のとおり

(変更後) 別紙2のとおり

4 変更年月日

別紙1及び別紙2のとおり

5 届出年月日

令和4年8月31日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
令和4年9月9日から令和5年1月9日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和5年1月9日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第456号

令和4年9月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ファミリータウン広電楽々園
- (2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目441番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社

代表取締役 棕田 昌夫

広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の位置及び収容台数 略
- イ 駐輪場の位置及び収容台数 略
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積 略
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 略

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 略

4 変更年月日

- (1) 駐輪場の位置及び収容台数（変更1）  
令和4年10月1日
- (2) 上記以外の変更  
令和5年5月6日

5 届出年月日

令和4年9月5日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
令和4年9月9日から令和5年1月9日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和5年1月9日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第457号

令和4年9月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ゆめタウン祇園
  - (2) 所在地 広島市安佐南区西原五丁目 4 6 4 番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 

株式会社イズミ  
代表取締役 山西 泰明  
広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数 略
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数 略
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積 略
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 略
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 略
    - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 略
- 4 変更年月日
  - (1 期工事完成時変更事項) 令和 5 年 5 月 6 日
  - (2 期工事完成時変更事項) 令和 5 年 1 1 月 1 日
- 5 届出年月日
 

令和 4 年 9 月 5 日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号  
広島市安佐南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和 4 年 9 月 9 日から令和 5 年 1 月 9 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 8 意見書の提出
 

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和 5 年 1 月 9 日
  - (2) 提出先  
〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 4 5 8 号

令和 4 年 9 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (1) 名 称 イオンモール広島祇園
    - (2) 所在地 広島市安佐南区祇園三丁目 5 4 0 番地 1 ほか
  - 2 大規模小売店舗を設置する者
 

イオンモール株式会社  
代表取締役社長 岩村 康次  
千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
  - 3 変更事項
 

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙 1 のとおり  
(変更後) 別紙 2 のとおり
  - 4 変更年月日
 

別紙 1、2 のとおり
  - 5 届出年月日
 

令和 4 年 9 月 2 日
  - 6 届出書の縦覧場所
    - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
    - (2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号  
広島市安佐南区役所市民部政調整課
  - 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
    - (1) 縦覧期間  
令和 4 年 9 月 9 日から令和 5 年 1 月 9 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
    - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
  - 8 意見書の提出
 

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
  - 9 意見書の提出期限及び提出先
    - (1) 提出期限 令和 5 年 1 月 9 日
    - (2) 提出先  
〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- 別紙 1 及び別紙 2 略

~~~~~  
**広島市告示第459号**

令和4年9月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 フタバ図書 TSUTAYAGIGA 宇品店
  - (2) 所在地 広島市南区宇品西三丁目1327番48ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社フタバ図書  
代表取締役 横山 淳  
広島市西区観音本町二丁目5番20号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,530平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和4年9月19日
- 6 届出年月日  
令和4年9月5日

~~~~~  
**広島市告示第460号**

令和4年9月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 アルク井口明神店
  - (2) 所在地 広島市西区井口明神一丁目10番131ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社NTT西日本アセット・プランニング  
代表取締役 盛山 弘一  
大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
- 3 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の住所  
(変更前) 大阪市中央区今橋二丁目5番8号  
(変更後) 大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
- 4 変更年月日  
令和4年8月29日
- 5 届出年月日  
令和4年9月9日
- 6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所市民部政調課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
令和4年9月12日から令和5年1月12日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和5年1月12日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第461号**

令和4年9月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 フレスタ中筋店
  - (2) 所在地 広島市安佐南区中筋四丁目125番2
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社NTT西日本アセット・プランニング  
代表取締役 盛山 弘一  
大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
- 3 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の住所  
(変更前) 大阪市中央区今橋二丁目5番8号  
(変更後) 大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
- 4 変更年月日  
令和4年8月29日
- 5 届出年月日  
令和4年9月9日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 番 1 4 号

広島市安佐南区役所市民部区政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 4 年 9 月 1 2 日から令和 5 年 1 月 1 2 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 5 年 1 月 1 2 日

(2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 4 6 2 号

令和 4 年 9 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、教育委員会安佐南地区学校事務センター所長の物品出納員事務の一部を次のとおり委任させましたので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた物品分任出納員

中筋小学校 教頭 皆戸 雅子

2 委任させた事務

中筋小学校における物品の出納保管に関する事務

3 委任期間

令和 4 年 8 月 2 4 日から東浄小学校長の職務復帰の日まで

広島市告示第 4 6 3 号

令和 4 年 9 月 1 5 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 4 6 6 号

令和 4 年 9 月 2 0 日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 供用を開始する年月日

令和 4 年 9 月 2 0 日

2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

| 区分        | 下水を排除する区域 |                                      | 排水施設の方式 |
|-----------|-----------|--------------------------------------|---------|
|           | 区名        | 町名                                   |         |
| 汚水及び雨水を排除 | 東区        | 中山東三丁目の一部                            | 分流      |
|           | 安佐南区      | 緑井一丁目の一部                             |         |
|           | 安佐北区      | 亀山二丁目の一部                             |         |
|           | 佐伯区       | 五日市町大字上河内の一部                         |         |
| 汚水を排除     | 東区        | 福田三丁目及び馬木七丁目の各一部                     |         |
|           | 安佐南区      | 高取南一丁目、祇園八丁目及び伴東四丁目の各一部              |         |
|           | 安佐北区      | 深川七丁目、可部南一丁目、可部南五丁目、亀山三丁目及び亀山九丁目の各一部 |         |
|           | 佐伯区       | 湯来町大字伏谷の一部                           |         |

広島市告示第 4 6 7 号

令和 4 年 9 月 2 0 日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 下水の処理を開始する年月日

令和 4 年 9 月 2 0 日

2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

(別紙)

| 下水を処理する区域 |    | 終末処理場の位置及び名称 |
|-----------|----|--------------|
| 区名        | 町名 |              |
|           |    |              |

|      |                                            |                                         |
|------|--------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 東区   | 福田三丁目及び馬木七丁目の各一部                           | 位置：広島市西区扇一丁目1番1号<br>名称：広島市西部水資源再生センター   |
| 安佐南区 | 緑井一丁目、高取南一丁目、祇園八丁目及び伴東四丁目の各一部              |                                         |
| 安佐北区 | 深川七丁目、可部南一丁目、可部南五丁目、亀山二丁目、亀山三丁目及び亀山九丁目の各一部 |                                         |
| 佐伯区  | 湯来町大字伏谷及び五日市町大字上河内の各一部                     |                                         |
| 東区   | 中山東三丁目の一部                                  | 位置：広島市南区向洋沖町1番1号<br>名称：太田川流域下水道東部浄化センター |

広島市告示第468号

令和4年9月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第21条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日  
令和4年9月20日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

| 汚水を排除し、及び処理する区域 | 排水処理施設の名称    |
|-----------------|--------------|
| 安佐南区沼田町大字阿戸の一部  | 戸山農業集落排水処理施設 |

広島市告示第469号

令和4年9月22日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市西区の草津梅が台の33番43の一部、40番16の一部、40番18、40番19、41番1の一部、41番3、41番4の一部、42番1の一部、42番5の一部及び1904番3の一部並びに鈴が峰町の20番4、20番7の一部、20番8、20番14の一部、20番15、20番16及び20番17
- 2 開発面積  
6,478.96㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区草津梅が台10番1号

医療法人社団更生会  
理事長 佐藤 悟朗  
4 検査済証交付年月日  
令和4年9月22日

広島市告示第470号

令和4年9月26日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度決算に係る健全化判断比率について公表する。

広島市長 松井一實

(単位：%)

| 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率     | 実質公債費比率        | 将来負担比率           |
|--------------|--------------|----------------|------------------|
| —<br>(11.25) | —<br>(16.25) | 10.9<br>(25.0) | 158.9<br>(400.0) |

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。
- 2 括弧内に掲げる数値は、本市に適用される早期健全化基準を示す。

広島市告示第471号

令和4年9月26日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度決算に係る資金不足比率について公表する。

広島市長 松井一實

(単位：%)

| 特別会計の名称        | 資金不足比率 |
|----------------|--------|
| 中央卸売市場事業特別会計   | —      |
| 国民宿舎湯来ロッジ等特別会計 | —      |
| 開発事業特別会計       | —      |
| 水道事業会計         | —      |
| 下水道事業会計        | —      |
| 安芸市民病院事業会計     | —      |

備考

- 1 資金不足比率の欄の「—」は、資金の不足額がないことを示す。
- 2 本市に適用される経営健全化基準は、20%である。

広島市告示第472号

令和4年9月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律

第 30 号) 第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 473 号

令和 4 年 9 月 27 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区三宅三丁目の 716 番 1 の一部、717 番 1 及び 717 番 3 の一部
2 開発面積
1,410.27㎡
3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市南区段原日出二丁目 2 番 22 号
日東不動産株式会社
代表取締役 東 正治
4 検査済証交付年月日
令和 4 年 9 月 27 日

広島市告示第 474 号

令和 4 年 9 月 27 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 60 年広島市条例第 98 号)第 10 条又は第 11 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。
なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第 475 号

令和 4 年 9 月 29 日

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、令和 4 年 9 月 29 日から同年 10 月 13 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

Table with 3 columns: 整理番号, 路線名, 起点/終点. Row 1: 17583, 西 3 区 己斐中央線, 西 区 己斐本町一丁目 3 3 2 番地 6 地先 / 西 区 己斐本町一丁目 3 2 3 番地 2 7 地先

広島市告示第 476 号

令和 4 年 9 月 29 日

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、令和 4 年 9 月 29 日から同年 10 月 13 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

Table with 3 columns: 整理番号, 路線名, 起点/終点. Rows include 17584, 17585, 17586, 17587, 17588, 17589, 17590, 17591, 17592.

広島市告示第 477 号

令和 4 年 9 月 29 日

道路法の区域を次のように決定したので、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、令和 4 年 9 月 29 日から同年 10 月 13 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 敷地の幅員, 敷地の延長. Row 1: 市道, 西 2 区 2 0 9 号線, 10.00 メートル / 31.18, メートル / 417.34



|    |             |                         |                |
|----|-------------|-------------------------|----------------|
| 市道 | 西3区510号線    | 16.00メートル<br>＼<br>44.82 | メートル<br>64.92  |
| 市道 | 西3区己斐中央線    | 23.00メートル<br>＼<br>78.54 | メートル<br>162.99 |
| 市道 | 安佐南2区川の内線   | 24.60メートル<br>＼<br>43.00 | メートル<br>123.60 |
| 市道 | 安佐南3区882号線  | 5.20メートル<br>＼<br>33.00  | メートル<br>156.70 |
| 市道 | 安佐南3区883号線  | 4.50メートル<br>＼<br>7.67   | メートル<br>33.13  |
| 市道 | 安佐南3区884号線  | 4.20メートル<br>＼<br>7.52   | メートル<br>121.00 |
| 市道 | 安佐北2区1134号線 | 5.00メートル<br>＼<br>9.00   | メートル<br>59.80  |
| 市道 | 佐伯2区467号線   | 4.00メートル<br>＼<br>8.00   | メートル<br>23.27  |

広島市告示第478号

令和4年9月29日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年9月29日から同年10月13日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名         | 供用開始区間               | 供用開始の期日   |
|-------|-------------|----------------------|-----------|
| 市道    | 西2区209号線    | 西区観音新町四丁目2874番地1地先   | 令和4年9月29日 |
|       |             | 西区観音新町四丁目2874番地213地先 |           |
| 市道    | 西3区己斐中央線    | 西区己斐本町一丁目335番地8地先    | 令和4年9月29日 |
|       |             | 西区己斐本町一丁目323番地27地先   |           |
| 市道    | 安佐南3区883号線  | 安佐南区長束一丁目177番地7地先    | 令和4年9月29日 |
|       |             | 安佐南区長束一丁目177番地17地先   |           |
| 市道    | 安佐南3区884号線  | 安佐南区山本九丁目883番地1地先    | 令和4年9月29日 |
|       |             | 安佐南区山本八丁目945番地2地先    |           |
| 市道    | 安佐北2区1134号線 | 安佐北区深川七丁目1116番地1地先   | 令和4年9月29日 |
|       |             | 安佐北区深川七丁目1115番地6地先   |           |
| 市道    | 佐伯2区46      | 佐伯区八幡一丁目956番地1地先     | 令和4年9月2   |

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| 7号線 | 佐伯区八幡一丁目955番地5地先 | 9日 |
|-----|------------------|----|

広島市告示第479号

令和4年9月30日

令和5年4月1日をもって、広島市収納代理金融機関の指定に関する告示（昭和60年広島市告示第126号）別表全店舗の欄中「三菱UFJ信託銀行株式会社」の右に「（口座振替の方法による収納の事務に限る。）」を加える。

広島市長 松井一實

広島市告示第480号

令和4年9月30日

令和5年4月1日をもって、広島市下水道事業収納取扱金融機関の指定に関する告示（昭和60年広島市告示第127号）別表全店舗の欄中「三菱UFJ信託銀行株式会社」の右に「（口座振替の方法による収納の事務に限る。）」を加える。

広島市長 松井一實

広島市告示第481号

令和4年9月30日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第482号

令和4年9月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第483号

令和4年9月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第 484 号  
令和 4 年 9 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 1 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 485 号  
令和 4 年 9 月 30 日

広島市市営住宅等条例（平成 9 年広島市条例第 35 号）第 14 条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）  
別紙のとおり
- 2 変更期間  
令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 変更理由  
浴槽・風呂釜設置等
- 4 その他  
住戸改善に伴い次の住戸を廃止する。

| 住宅名    | 棟番号 | 住戸番号                                                                               |
|--------|-----|------------------------------------------------------------------------------------|
| 基町アパート | 19  | 245、345、445、545、645、745、845、943、1045、1145、1245、1345、1445、1545、1645、1745、1845、1945号 |

※廃止年月日：令和 4 年 9 月 30 日

別紙 略

広島市告示（中区）第 109 号  
令和 4 年 9 月 12 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9 月 5 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 110 号  
令和 4 年 9 月 12 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により

自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 111 号  
令和 4 年 9 月 20 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 112 号  
令和 4 年 9 月 22 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9 月 17 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 113 号  
令和 4 年 9 月 22 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 114 号  
令和 4 年 9 月 30 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9 月 24 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

は、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第115号**

令和4年9月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第78号**

令和4年9月7日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 令和4年9月7日
- 3 道路の位置 広島市東区中山東三丁目の1960番2及び1966番3の一部
- 4 幅員 6.03メートル
- 5 延長 52.91メートル

~~~~~  
**広島市告示（東区）第79号**

令和4年9月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第80号**

令和4年9月30日

不動院前駅東自転車等駐車場、不動院前駅西自転車等駐車場、天神川駅北第一自転車等駐車場及び天神川駅北第二自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和4年9月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第113号**

令和4年9月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第114号**

令和4年9月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第115号**

令和4年9月6日

広島駅南口第三A駐輪場及び稲荷町駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和4年9月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第116号**

令和4年9月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第117号**

令和4年9月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 118 号

令和 4 年 9 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 119 号

令和 4 年 9 月 14 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 120 号

令和 4 年 9 月 20 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 121 号

令和 4 年 9 月 20 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 122 号

令和 4 年 9 月 27 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 123 号

令和 4 年 9 月 29 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（西区）第 77 号

令和 4 年 9 月 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 78 号

令和 4 年 9 月 6 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 1 号
- 2 指定年月日 令和 4 年 9 月 6 日
- 3 道路の位置 広島市西区南観音五丁目 1716 番 1 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 19.66メートル

広島市告示（西区）第 79 号

令和 4 年 9 月 6 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 2 号
- 2 指定年月日 令和 4 年 9 月 6 日
- 3 道路の位置 広島市西区南観音五丁目 1716 番 1 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 19.63メートル

広島市告示（西区）第 80 号

令和 4 年 9 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 81 号

令和 4 年 9 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第82号

令和4年9月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第83号

令和4年9月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第84号

令和4年9月26日

路線名等を定める法定外公共物を次のとおり廃止しますので、告示します。

その関係図面は、令和4年10月11日まで広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等     | 所在（起点及び終点）                               |
|----|----------|--|
| 里道 | 西5区92号里道 | 広島市西区井口四丁目316-3地先から広島市西区井口鈴が台三丁目甲319地先まで |

広島市告示（西区）第85号

令和4年9月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第86号

令和4年9月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（安佐南区）第85号

令和4年9月1日

長期間駐車されていた自転車等については、令和4年8月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐南区）第86号

令和4年9月2日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第13号
- 2 指定年月日 令和4年9月2日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内一丁目の1211番1の一部、1211番5の一部及び1212番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル  
延長 35.07メートル

広島市告示（安佐南区）第87号

令和4年9月7日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第9号
- 2 指定年月日 令和4年9月7日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区西原一丁目1886番5
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル

延長 34.94メートル

広島市告示（安佐南区）第88号

令和4年9月13日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和4年9月13日から同月27日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等           | 所在（起点及び終点）                  |
|----|-----|----------------|-----------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐南1区784号里道の一部 | 緑井一丁目3774番1地先から同所3775番1地先まで |
|    | 新   |                | 緑井一丁目4140番14                |

広島市告示（安佐南区）第89号

令和4年9月20日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第14号
- 2 指定年月日 令和4年9月20日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区大町東三丁目の637番11、636番1の一部及び637番12の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル  
延長 29.16メートル

広島市告示（安佐南区）第90号

令和4年9月20日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように変更しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第15号
- 2 指定年月日 令和4年9月20日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区伴東三丁目の9327番1の一部及び9335番6
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 34.90メートル

広島市告示（安佐南区）第91号

令和4年9月20日

長期間駐車されていた自転車等については、令和4年9月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐南区）第92号

令和4年9月21日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年9月21日から同年10月5日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                   | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|------------|--|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南3区211号線 | 安佐南区祇園八丁目1012番地地先から安佐南区祇園八丁目1012番地地先まで | 旧   | 2.60<br>～<br>3.40 | 16.40 |
|       |            | 安佐南区祇園八丁目1012番地地先まで                    | 新   | 3.40<br>～<br>8.10 | 16.40 |

広島市告示（安佐南区）第93号

令和4年9月21日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年9月21日から同年10月5日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                 | 供用開始の期日   |
|-------|------------|--|-----------|
| 市道    | 安佐南3区211号線 | 安佐南区祇園八丁目1012番地地先から安佐南区祇園八丁目1012番地地先まで | 令和4年9月21日 |

広島市告示（安佐南区）第94号

令和4年9月21日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第16号
- 2 指定年月日 令和4年9月21日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区西原六丁目の563番1の一部、563番3の一部、856番1の一部、856番4、857番1の一部、857番4の一部、858番7の一部及び563番3地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル～6.20メートル  
延長 42.16メートル

広島市告示（安佐南区）第95号

令和4年9月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年9月27日から同年10月11日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                     | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|-----------|--|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南2区18号線 | 安佐南区東野二丁目668番地21地先から安佐南区東野二丁目668番地14地先まで | 旧   | 3.00<br>～<br>3.23 | 23.30 |
|       |           |  | 新   | 4.00<br>～<br>4.30 | 23.30 |

広島市告示（安佐南区）第96号

令和4年9月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年9月27日から同年10月11日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                   | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|--|-----------|
| 市道    | 安佐南2区18号線 | 安佐南区東野二丁目668番地21地先から安佐南区東野二丁目668番地14地先まで | 令和4年9月27日 |

広島市告示（安佐南区）第97号

令和4年9月29日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和4年9月29日から同年10月13日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦

覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                         |
|----|--------------|------------------------------------|
| 里道 | 安佐南2区1444号里道 | 広島市安佐南区東野三丁目1199番4地先から同所1199番1地先まで |

広島市告示（安佐北区）第98号

令和4年9月30日

長期間駐車されていた自転車等については、令和4年9月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐北区）第131号

令和4年9月1日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和4年9月1日から同月15日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等                | 所在（起点及び終点）                      |
|----|-----|---------------------|---------------------------------|
| 水路 | 旧   | K3-F2-H五反庄-25-35号水路 | 安佐北区深川七丁目1126番1地先から同所1126番1地先まで |
|    | 新   | K4-F2-H五反庄-25-35号水路 | 安佐北区深川七丁目1126番1地先から同所1126番1地先まで |
| 水路 | 旧   | K3-F2-H五反庄-25-19号水路 | 安佐北区深川七丁目1116番地先から同所1134番地先まで   |
|    | 新   | K4-F2-H五反庄-25-57号水路 | 安佐北区深川七丁目1116番4地先から同所1123番1地先まで |
| 水路 | 旧   | K3-F2-H五反庄-25-19号水路 | 安佐北区深川七丁目1116番地先から同所1134番地先まで   |
|    | 新   | K3-F2-H五反庄-25-19号水路 | 安佐北区深川七丁目1123番1地先から同所1134番地先まで  |

広島市告示（安佐北区）第132号

令和 4 年 9 月 9 日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和 4 年 8 月 26 日及び同月 31 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第 133 号

令和 4 年 9 月 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により、令和 4 年 8 月 31 日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第 134 号

令和 4 年 9 月 9 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1. 指定番号 第 3 号
- 2. 指定年月日 令和 4 年 9 月 9 日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区可部南三丁目 7 番 2 の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 5.00メートル  
延長 22.60メートル

広島市告示（安佐北区）第 135 号

令和 4 年 9 月 14 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 9 月 14 日から同月 28 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名            | 変更区間                      | 旧新別 | 敷地の幅員 (m) | 敷地の延長 (m) |
|-------|----------------|---------------------------|-----|-----------|-----------|
| 市道    | 安佐北 3 区 2 4 号線 | 安佐北区可部南五丁目 1664 番地 1 地先から | 旧   | 3.62      | 56.51     |
|       |                |                           |     | 4.23      |           |
|       |                | 安佐北区可部南五丁目                |     | 6.10      |           |

|  |                |   |        |  |
|--|----------------|---|--------|--|
|  | 1659 番地 1 地先まで | 新 | ～ 6.12 |  |
|--|----------------|---|--------|--|

広島市告示（安佐北区）第 136 号

令和 4 年 9 月 14 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 9 月 14 日から同月 28 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名            | 供用開始区間   | 供用開始の期日         |
|-------|----------------|--|-----------------|
| 市道    | 安佐北 3 区 2 4 号線 | 安佐北区可部南五丁目 1664 番地 1 地先から<br>安佐北区可部南五丁目 1659 番地 1 地先まで | 令和 4 年 9 月 14 日 |

広島市告示（安佐北区）第 137 号

令和 4 年 9 月 15 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1. 指定番号 第 4 号
- 2. 指定年月日 令和 4 年 9 月 15 日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区可部南三丁目 207 番 1 の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 70.70メートル

広島市告示（安佐北区）第 138 号

令和 4 年 9 月 15 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1. 指定番号 第 5 号
- 2. 指定年月日 令和 4 年 9 月 15 日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区可部一丁目の 803 番 1 の一部、803 番 2 の一部、805 番 1 の一部、803 番 2 地先里道及び 803 番 2 地先水路
- 4. 幅員及び延長 幅員 4.00～6.00メートル  
延長 64.13メートル



広島市告示（安佐北区）第139号

令和4年9月28日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のように設置します。

その関係図面は、令和4年9月28日から同年10月12日まで広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 名称      | 所在地              | 供用開始の期日   | 区域     |
|---------|------------------|-----------|--------|
| 可部南第六公園 | 安佐北区可部南五丁目1736番7 | 令和4年9月28日 | 別図のとおり |

別図 略

広島市告示（安佐北区）第140号

令和4年9月28日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第6号
- 2. 指定年月日 令和4年9月28日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区三入二丁目の1233番の一部、1234番の一部、1235番の一部、1236番2の一部、1233番地先水路及び1234番地先里道
- 4. 幅員及び延長 幅員 5.00～6.00メートル  
延長 35.18メートル

広島市告示（安芸区）第81号

令和4年9月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路として指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 令和4年9月15日
- 3 道路の種類 都市計画道路
- 4 路線名及び区間 3・5・612号矢野中央線（2工区）  
起点 安芸区矢野東二丁目3992-15  
終点 安芸区矢野東二丁目3992-21  
延長 15.5m  
幅員 12.3m

広島市告示（安芸区）第82号

令和4年9月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別表の自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表のとおり

別表 略

広島市告示（安芸区）第83号

令和4年9月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別表の自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表のとおり

別表 略

広島市告示（安芸区）第84号

令和4年9月15日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別表のとおり

別表 略

広島市告示（安芸区）第85号

令和4年9月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別表の自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表のとおり

別表 略

広島市告示（佐伯区）第103号

令和4年9月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 104 号

令和 4 年 9 月 2 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 1 号
- 2 指定年月日 令和 4 年 9 月 2 日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市中央四丁目 9 4 3 番 3 0
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル  
延長 27.82メートル

広島市告示（佐伯区）第 105 号

令和 4 年 9 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 106 号

令和 4 年 9 月 8 日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 4 年 9 月 5 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 107 号

令和 4 年 9 月 12 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 108 号

令和 4 年 9 月 14 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 109 号

令和 4 年 9 月 22 日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 4 年 9 月 20 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 110 号

令和 4 年 9 月 28 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第 35 号

令和 4 年 9 月 1 日

令和 4 年 9 月 1 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項（条例の制定又は改廃の請求）及び第 75 条第 1 項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併請求市

町村の長に対する合併協議会設置の請求)及び第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,652人

2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、第81条第1項(市長の解職の請求)及び第86条第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,822人

3 地方自治法第80条第1項(議員の解職の請求)及び地方自治法第86条第1項(区選挙管理委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

|      |         |
|------|---------|
| 中 区  | 38,427人 |
| 東 区  | 32,805人 |
| 南 区  | 39,290人 |
| 西 区  | 51,772人 |
| 安佐南区 | 65,484人 |
| 安佐北区 | 39,682人 |
| 安芸区  | 21,430人 |
| 佐伯区  | 38,638人 |

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び第5条第15項(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

163,763人

### 教育委員会告示

広島市教育委員会告示第15号

令和4年9月5日

広島市教育委員会議(定例会)を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

- 1 日 時 令和4年9月8日(木) 午後1時30分
- 2 場 所 中区役所6階教育委員会
- 3 議 題

【公開予定議題】

(1) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について(代決報告)

【非公開予定議題】

- (2) 広島市スポーツ推進審議会委員の任命案に対する意見について(議案)
- (3) 広島市立図書館協議会委員の任命について(議案)

(4) 広島市公民館運営審議会委員の委嘱について(議案)

広島市教育委員会告示第16号

令和4年9月12日

広島市教育委員会議(臨時会)を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

- 1 日 時 令和4年9月14日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 中区役所6階教育委員会
- 3 議 題

【非公開予定議題】

(1) 教職員の人事について(議案)

### 監査公表

広島市監査公表第32号

令和4年9月8日

|         |         |
|---------|---------|
| 広島市監査委員 | 政 氏 昭 夫 |
| 同       | 井 戸 陽 子 |
| 同       | 山 路 英 男 |
| 同       | 山 内 正 晃 |

#### 定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

|       |       |
|-------|-------|
| 危機管理室 | 危機管理課 |
|       | 災害予防課 |
|       | 災害対策課 |

区 役 所 (中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)

市 民 部 地域起こし推進課

(2) 監査の範囲

令和3年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和4年4月21日から同年8月10日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。



広島市監査公表第 33 号

令和 4 年 9 月 8 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

財 政 局 管 財 課  
契 約 部 物 品 契 約 課  
工 事 契 約 課

区 役 所 (中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)  
市 民 部 区 政 調 整 課

(2) 監査の範囲

令和 3 年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和 4 年 4 月 21 日から同年 8 月 10 日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。



広島市監査公表第 34 号

令和 4 年 9 月 8 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果

公表

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

市 民 局 市 民 活 動 推 進 課  
市 民 安 全 推 進 課  
消 費 生 活 セ ン タ ー  
国 際 平 和 推 進 部 平 和 推 進 課  
国 際 化 推 進 課

区 役 所 (中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)  
市 民 部 地 域 起 こ し 推 進 課

公 益 社 団 法 人 広 島 消 費 者 協 会

公 益 財 団 法 人 広 島 平 和 文 化 セ ン タ ー

株 式 会 社 オ オ ケ ン

(2) 監査の範囲

令和 3 年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

また、財政援助団体等にあつては、出納その他の事務とした。

2 監査の期間

令和 4 年 4 月 12 日から同年 8 月 10 日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、財政援助団体等にあつては、当該財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。



広島市監査公表第 35 号

令和 4 年 9 月 8 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果  
公表

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規

定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

健康福祉局 原爆被害対策部 調査課  
援護課  
区役所 (中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)  
厚生部 地域支えあい課  
一般財団法人広島市原爆被爆者協議会  
公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団

(2) 監査の範囲

令和3年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

また、財政援助団体等にあつては、出納その他の事務とした。

2 監査の期間

令和4年4月19日から同年8月10日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、財政援助団体等にあつては、当該財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。



広島市監査公表第36号

令和4年9月8日

広島市監査委員 政氏 昭夫  
同 井戸 陽子  
同 山路 英男  
同 山内 正晃

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

こども未来局 こども未来調整課  
こども・家庭支援課 (障

害児支援係に限る。)

児童相談所

(2) 監査の範囲

令和3年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和4年6月7日から同年8月10日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。



広島市監査公表第37号

令和4年9月8日

広島市監査委員 政氏 昭夫  
同 井戸 陽子  
同 山路 英男  
同 山内 正晃

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果

公表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

経済観光局 経済企画課  
計量検査所  
ひろしまプロモーションセンター  
雇用推進課  
産業振興部 商業振興課  
ものづくり支援課  
産業立地推進課

区役所 (西、佐伯)  
市民部 地域起こし推進課

広島市流通センター株式会社  
公益社団法人広島市シルバー人材センター  
公益財団法人広島市産業振興センター  
広島地下街開発株式会社

(2) 監査の範囲

令和3年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務

等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

また、財政援助団体等にあつては、出納その他の事務とした。

2 監査の期間

令和 4 年 4 月 21 日から同年 8 月 10 日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、財政援助団体等にあつては、当該財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第 38 号

令和 4 年 9 月 8 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

都市整備局 住 宅 部 住宅政策課  
住宅整備課  
区 役 所 (中、東、南、西)  
建 設 部 建築課  
(安佐南、安佐北、安芸、佐伯)  
農林建設部 建築課

(2) 監査の範囲

令和 3 年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和 4 年 4 月 18 日から同年 8 月 10 日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第 39 号

令和 4 年 9 月 8 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

水 道 局 技 術 部 調 整 課  
維 持 課  
給 水 課  
管路設計課  
管路工事課  
管理事務所 (中部、東部、西部、北部)

(2) 監査の範囲

令和 3 年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和 4 年 4 月 18 日から同年 8 月 10 日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第 40 号

令和 4 年 9 月 8 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫

|   |      |
|---|------|
| 同 | 井戸陽子 |
| 同 | 山路英男 |
| 同 | 山内正晃 |

**定期監査及び行政監査結果公表**

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

なお、山路英男監査委員及び山内正晃監査委員は、政務活動費等に関する事務の監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

|       |       |
|-------|-------|
| 議会事務局 | 総務課   |
|       | 秘書広報室 |
|       | 議事課   |
|       | 市政調査課 |

(2) 監査の範囲

令和3年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和4年6月30日から同年8月10日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

**広島市監査公表第41号**

令和4年9月8日

|         |      |
|---------|------|
| 広島市監査委員 | 政氏昭夫 |
| 同       | 井戸陽子 |
| 同       | 山路英男 |
| 同       | 山内正晃 |

**定期監査及び行政監査結果公表**

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

元宇品町財産区

(2) 監査の範囲

令和3年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和4年5月27日から同年8月10日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

**広島市監査公表第42号**

令和4年9月8日

|         |      |
|---------|------|
| 広島市監査委員 | 政氏昭夫 |
| 同       | 井戸陽子 |
| 同       | 山路英男 |
| 同       | 山内正晃 |

**定期監査及び行政監査結果公表**

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

小河内財産区

(2) 監査の範囲

令和3年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和4年5月12日から同年8月10日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第 4 3 号

令和 4 年 9 月 8 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

三入財産区

(2) 監査の範囲

令和 3 年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和 4 年 5 月 1 2 日から同年 8 月 1 0 日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第 4 4 号

令和 4 年 9 月 8 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

高南財産区

(2) 監査の範囲

令和 3 年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和 4 年 5 月 1 2 日から同年 8 月 1 0 日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第 4 5 号

令和 4 年 9 月 8 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

砂谷財産区

(2) 監査の範囲

令和 3 年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和 4 年 4 月 2 5 日から同年 8 月 1 0 日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第 4 6 号



令和4年9月8日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
 同 井 戸 陽 子  
 同 山 路 英 男  
 同 山 内 正 晃

**定期監査及び行政監査結果公表**

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

|        |        |  |
|--------|--------|--|
| 環 境 局  | 施 設 部  | 埋立地整備管理課<br>工 務 課<br>工 場 (中、南、<br>安佐南、安佐北) |
| 経済観光局  | 農林水産部  | 農林整備課                                      |
|        | 中央卸売市場 | 中央市場                                       |
| 都市整備局  | 営 繕 部  | 設 備 課                                      |
| 中区役所   | 建 設 部  | 維持管理課<br>地域整備課                             |
| 安佐南区役所 | 農林建設部  | 維持管理課<br>農 林 課<br>地域整備課                    |

(2) 監査の範囲

令和3年度に属する契約金額が100万円以上の工事、工事に関連する委託業務及び施設の維持管理業務とした。

2 監査の期間

令和4年4月12日から同年8月10日まで

3 監査の着眼点

工事の設計、積算、契約及び施工等並びに委託業務の内容及び積算等が法令に適合し、正確に実施されているか、また、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

